

第六十三回帝國議會 衆議院

不動產融資及損失補償法案外一件委員會會議錄(速記)第一回

委員會成立

本委員ハ昭和七年八月二十六日(金曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

- 金光 庸夫君 青木雷三郎君
大崎 清作君 鈴木 英雄君
今井 健彦君 大石 倫治君
武田德三郎君 小笠原三九郎君
太田 正孝君 井阪 豊光君
野田 俊作君 熊谷 巖君
勝 正憲君 吉川吉郎兵衛君
中島彌團次君 松尾 四郎君
豊田 豊吉君 風見 章君

同月二十七日(土曜日)午前十時三十六分委員長理事互選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

〔年長者吉川吉郎兵衛君投票管理者ト爲ル〕
○吉川投票管理者 年長ノ故ヲ以チマシテ投票ノ管理者トシテ暫ク此席ヲ汚シマス、委員長ノ選舉ヲ行フコトニ致シマス、
○青木委員 委員長選舉ノ方法ハ投票ノ煩ヲ省キマシテ、指名推薦ノ形式ニ依リタイト思ヒマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○吉川投票管理者 今ノ青木君ノ御説ノ通り投票ノ煩ヲ省キマシテ、指名推薦ノ形ヲ採ルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○青木委員 委員長ニ金光庸夫君ヲ推薦致シマス
〔賛成々々ト呼フ者アリ〕
○吉川投票管理者 青木君カラ金光庸夫君ヲ委員長ニ御推薦スルト云フ御意見ガゴザイマスガ、滿場御異議ガナイヤウデゴザイマスカラ、金光庸夫君ニ決定致シマス(拍手)金光サン御當選ニナリマシタカラ、ドウゾ……

〔金光庸夫君委員長席ニ著ク〕
○金光委員長 只今諸君ノ御推薦ニ依リマシテ、委員長ニ當選致シマシタカラ就任ヲ御受け致シマス、厚ク御禮ヲ申上ゲマス、引續キ理事ノ互選ヲ行ヒタイト存ジマス
○青木委員 理事モ委員長ト同ジク投票ノ煩ヲ省キマシテ、其數ヲ三名ト致シマシテ、委員長ノ指名推薦ニ據リタイト思ヒマス
○金光委員長 青木君ノ御發議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○金光委員長 御異議ガゴザイマセヌケレバ委員長ニ於テ理事ヲ指名致シマス
青木雷三郎君 大崎 清作君
松尾 四郎君
右三君ニ御願致シマス——政府委員ノ都合ガアリマヌノデ、午後一時マデ休憩致シマス
午前十時四十一分休憩

五分開議
出席委員左ノ如シ
委員長 金光 庸夫君
理事青木雷三郎君 理事大崎 清作君
理事松尾 四郎君
鈴木 英雄君 坪山 德彌君
武田德三郎君 小笠原三九郎君
井阪 豊光君 勝 正憲君
吉川吉郎兵衛君 中島彌團次君
豊田 豊吉君 風見 章君
同日委員今井健彦君辭任ニ付其ノ補闕トシテ坪山德彌君ヲ議長ニ於テ選定セリ
出席政府委員左ノ如シ
大藏政務次官 堀切善兵衛君
大藏省銀行局長 大久保偵次君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
不動產融資及損失補償法案(政府提出)
○金光委員長 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、不動產融資及損失補償法案ヲ上程致シマス、政府委員ヨリ提案ノ理由ノ御説明ヲ願ヒマス
○堀切政府委員 不動產融資及損失補償法

付託議案
不動產融資及損失補償法案(政府提出)
昭和七年法律第六號中改正法律案(昭和七年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)

案ノ御説明ヲ申上ゲマス、不動産融資及損失補償法案ノ理由ニ付キマシテハ、既ニ本會議ニ於テ説明セラレタ通りデアリマスルガ、尙ホ其詳細ノ點ニ付テ敷衍致シテ置キタイト存ジマス

本法案ノ立法ノ要點ハ、第一、現在全國ニ於ケル普通銀行及貯蓄銀行ノ所有不動産及不動産抵當附債權ヲ流動セシムル目的ヲ以テ、不動産銀行ヲシテ融資ヲ爲サシメ、以テ金融ノ疏通ヲ圖ラントスルコト、第二、右ノ目的ヲ達スル爲メ、融資銀行ノ貸付金額、債券發行額其他ニ關スル制限ノ規定ヲ緩和擴張シテ、常軌ニ依ラザル活動ヲ爲サシメントスルコト、第三、融資銀行ガ融資ヲ爲シ得ル期間等ヲ限定シテ、非常時對策タル意義ヲ明ニシタルコト、第四、融資銀行ノ融資ニ依リテ受ケタル損失ヲ政府ニ於テ補償スルコト、第五、右ノ損失及其金額ノ決定ハ、不動産融資損失審査會ニ於テ之ヲ爲サシムルコトノ五點デアリマス

第一ノ點ニ付キマシテハ、昭和六年末ニ於テ全國ノ普通銀行及貯蓄銀行ハ、所有不動産(營業用ノモノヲ除ク)一億八千三百四十萬圓餘、不動産抵當附債權十四億四千八百五十萬圓餘、合計十六億三千九百九十萬圓餘ヲ有シ、著シク其資金ガ不動産ニ固定シ

從テ金融ノ圓滑ヲ害シテ居ル状態デアリマスルガ、之ヲ目標トシ五億圓ノ資金ヲ融通シテ、金融ノ疏通ヲ圖リタイト考ヘルノデアリマス、故ニ本來不動産金融ヲ使命トスル日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行ヲシテ、普通銀行又ハ貯蓄銀行ヨリ請求アル場合ニ於テハ、其銀行ニ對シテ不動産又ハ不動産抵當附債權ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲サシムルカ、又ハ銀行ノ債權ノ肩代リヲ爲サシメントスルノデアリマス、尙ホ融資銀行ガ右ノ融通ヲ爲ス爲ニ要スル資金ハ、是等ノ不動産銀行ノ發行スル債券ヲ引受クル形式ニ依ッテ、大藏省預金部ヨリ融通セシムルコト、致ス心算デアリマス

第二ノ點ニ付テハ、本法ニ依ル融資ハ特別ノモノデアリマスルカラ、融資銀行ガ融通ヲ爲スニ當ッテハ、擔保ノ鑑定價格ノ全額マデ貸付クルコトヲ得ルコトトシ、又其實付金額及債券發行額ニ付テモ、各融資銀行ニ關スル法律ノ定ムル制限ノ規定ヲ適用セザルコト、致シマシテ、自由ナ活動ヲ促サントスルノデアリマス

第三ニハ、本法ニ依ル融通ハ、金融ノ疏通ヲ圖リ、時局匡救ノ一端ニ資セントスルモノデアリマスカラ、融資ノ期間ハ之ヲ三年間トシ、貸付年限ハ本法施行ノ日ヨリ十

五年ト定メタノデアリマス  
第四ニハ斯ノ如ク金融ノ疏通ヲ圖ル爲メ、融資銀行ヲシテ常軌ニ依ラザル貸出ヲ爲サシムル結果、融資銀行ガ損失ヲ蒙リ、其地位ヲ危殆ニ陥ラシムルコトヲ防グ爲ニ、五分ノ一ノ比率ヲ以テ其ノ損失ヲ政府ニ於テ補償スルコトトシ、其補償金額ノ最高限度ヲ一億圓ト定メタノデアリマス

第五ニハ損失ノ補償ハ、之ヲ最モ公正妥當ナラシムル要ガアリマスルガ故ニ、勅令ヲ以テ不動産融資損失審査會ヲ置キ、融資銀行ノ受ケタル損失及金額ヲ審査決定スルコト、致シタ次第デアリマス、終リニ右ノ如キ法律案デアリマスカラ、時局匡救ノ上ヨリシテ重要ナル對策ヲ成スモノト信ジ、是ガ運用ニ於テモ遺憾ナキヲ期シタイト存ジマス、速ニ御協賛下サルコトヲ希望致シマス

○金光委員長 本日ハ大藏大臣ガ御差支ノ爲メ御出席ガゴザイマセシ、尙ホ本會議モ開會中デゴザイマスカラ、審議ヲ此程度ニ止メマシテ、明日次回ヲ開會スルコトニシタイト思ヒマス、開會ノ時刻ハ公報ニテ御諒承ヲ願ヒマス、是ニテ散會致シマス  
午後三時二十二分散會